

東串良町公告

第 号

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、下記地区の地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次のように縦覧に供する。

なお、利害関係人は、下記地区の地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本町に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 13 日

東串良町長 宮原 順

記

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地区
岩弘街道地区
- 2 縦覧期間
令和 8 年 5 月 13 日（水）から令和 8 年 5 月 27 日（水）まで
- 3 縦覧場所
東串良町川西 1543 番地 東串良町役場農林水産課
東串良町ホームページ
- 4 意見書の提出方法
変更案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。
 - (1) 提出者
意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人
 - (2) 提出期限
令和 8 年 5 月 27 日（水）
 - (3) 提出方法
持参、郵送（当日消印有効）、ファックス又は電子メールにより提出
 - (4) 提出先
 - ア 東串良町川西 1543 番地
東串良町役場農林水産課農政企画係
 - イ ファックスの場合
0994-63-3138
 - ウ 電子メールの場合
keizai@higashikushira.com
- 5 意見書提出に当たっての注意事項
意見書には提出年月日、提出者の氏名、住所、連絡先を記載すること。様式は任意とする。